

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用登録(変更)申請書

(あて先) 広島市長

申請日: 年 月 日

下記のとおり、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用登録を申請します。

訪問看護事業者から事業に必要な利用者の情報を得ることについて同意します。

また、利用者負担上限月額に関する認定に際して、広島市長が必要と認める場合には、私及び私の世帯員について、生活保護の受給状況その他の事項を調査・確認されること及び、市民税等課税状況の情報を市民税担当課に確認の上、利用されることに同意します。なお、調査等については私の世帯員の同意を得ています。

		代筆者		申請者との関係	
申請者 (18歳未満の場合、保護者)	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	居住地	〒 電話 ( - - ) 広島市 区			
フリガナ			生年月日	年 月 日	
利用登録にかかる医療的ケア児氏名			申請者との続柄		
医療的ケアの状況		経管栄養 口鼻腔吸引 気管切開部(気管カニューレ) 酸素療法 人工呼吸器 導尿 糖尿病のインスリン注射 その他 ( )			
現在利用している訪問看護事業所	所在地				
	氏名または名称				

変更する場合のみ記載してください。

変更事由	
------	--

(裏面もあります)

〈利用者負担上限額の認定について〉

利用者負担上限月額に関する認定を受けることを申請します。

<認定区分>

- ① 生活保護世帯等に属する世帯
- ② 市民税非課税（配偶者も非課税）の世帯
- ③ 市民税が課税されている方（配偶者のみ課税されている方を含む）で、市民税所得割が28万円未満の世帯
- ④ 市民税が課税されている方（配偶者のみ課税されている方を含む）で、市民税所得割が28万円以上の世帯

住民票上の世帯員又は扶養親族について（太枠内のみ記入してください。）

	氏名	生年月日	年齢	本人との関係	税法上の扶養親族 ※ 市民税課税世帯の場合のみ 記入して下さい。		市民税額 ( 年度 )
					<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	
世帯員 又は 扶養 親族	世帯主	昭和 平成 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		令和 昭和 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		平成 昭和 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		令和 昭和 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		令和 昭和 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		令和 昭和 年 月 日	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ

様

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用登録決定（却下）通知書

広島市長 松井 一寛

印

(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用登録（変更）申請について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

決定内容	利用登録決定 ・ 利用登録却下
	(却下の場合の理由)

## 利用登録内容

利用登録者氏名 (18歳未満の場合、保護者)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
利用登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 利用登録にかかる医療的ケア児が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
利用時間	一年度あたり48時間を上限とする。
利用者負担額	0円 ・ サービス費用の1割（上限4,600円/月の適用 有・無） ※ 適用期限は次に到来する6月末までです

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業者

事業者名	(連絡先)
備考	

(問合せ先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課

(電話) 082-504-2148

(FAX) 082-504-2256

様

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用登録取消通知書

広島市長 松井 一寛 印  
(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用登録について取り消したので、通知します。

利用登録内容

利用登録者氏名 (18歳未満の場合、保護者)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
利用登録取消日	年 月 日
取消理由	

(問合せ先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課  
(電話) 082-504-2148 (F A X) 082-504-2256

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 事業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 広島市長

申請者 所在地  
 (設置者) 名称  
 代表者

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業を行う事業者として、登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ									
	事業者の名称									
	主たる事務所の所在地		〒							
	法人である場合その種別				法人所轄庁					
	連絡先	電話番号				FAX番号				
e-mail										
登録を受けようとする事業所	フリガナ									
	事業所の名称									
	事業所(施設)の所在地		〒							
	連絡先	電話番号				FAX番号				
		e-mail								
	訪問看護ステーションコード									
指定年月日(訪問看護)										

記入担当者	
-------	--

(備考)

- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 複数の登録を受けようとする事業所がある場合は、その事業所数分の申請書を提出してください。

様

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 事業者登録通知書

広島市長 松井 一實 印

(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の事業者登録申請について、次のとおり決定したので通知します。

登録内容

登録番号		登録事業所		
事業所(施設)の所在地	〒			
連絡先	電話番号		FAX番号	
	e-mail			
登録年月日	令和 5 年 月 日			

(問合せ先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課  
(電話) 082-504-2148 (FAX) 082-504-2256

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 事業者登録変更届出書

年 月 日

(あて先) 広島市長

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

下記のとおり、登録を受けた内容を変更しますので届け出ます。

登録内容を 変更する事業所	登録番号		登録事業所	
	事業所(施設)の所在地		〒	
変更があった事項			変更の内容	
1 事業所(施設)の名称			(変更前)	
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)				
3 申請者(設置者)の名称				
4 主たる事務所の所在地				
5 代表者の氏名及び住所			(変更後)	
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)				
7 運営規程				
8 その他				
変更年月日			年 月 日	

記入担当者	
-------	--

(備考)

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 登録内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 サービス提供実績報告書

(あて先) 広島市長

所在地

名称

代表者

下記のとおり、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業におけるサービスを提供したので報告します。

利用登録者氏名		サービス提供月	年	月分
医療的ケア児氏名		生年月日	年	月 日
当該1年間(※1)における累計利用時間 (本件実績までを含む)			時間 / 48時間	

日付	サービス提供時間※2		サービス 算定時間※3	利用者 サイン (印)	備考
	開始時刻	終了時刻			
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		
日	:	:	:		

サービス算定時間 合計	:
-------------	---

※1 当該1年間とは、4月1日～翌3月31日までを指します。

※2 健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を除いてください。

※3 日ごとのサービス算定時間は、サービス提供時間数を記載し、サービス算定時間合計は、1時間単位  
(30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) で記載してください。

※4 本報告書の提出に当たっては、部分完了届を添えて報告してください。  
契約期間の最終月のみ、完了届の提出も必要です。



## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用者負担額等更新申請書

(あて先) 広島市長

申請日： 年 月 日

下記のとおり、利用登録している広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用者負担額及び利用者負担上限月額の設定を更新することを申請します。

訪問看護事業者から事業に必要な利用者の情報を得ることについて同意します。

また、利用者負担上限月額に関する認定に際して、広島市長が必要と認める場合には、私及び私の世帯員について、生活保護の受給状況その他の事項を調査・確認されること及び、市民税等課税状況の情報を市民税担当課に確認の上、利用されることに同意します。なお、調査等については私の世帯員の同意を得ています。

		代筆者		申請者との 関係	
申請者 (18歳未満 の場合、保 護者)	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地	〒 電話 ( - - ) 広島市 区			
フリガナ				生年月日	年 月 日
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名				申請者との続柄	
医療的ケアの状況		経管栄養 口鼻腔吸引 気管切開部(気管カニューレ) 酸素療法 人工呼吸器 導尿 糖尿病のインスリン注射 その他 ( )			
現在利用 している 訪問看護 事業所	所在地				
	氏名または 名称				

変更する場合のみ記載してください。

変更事由	
------	--

(裏面もあります)

〈利用者負担上限額の認定について〉

利用者負担上限月額に関する認定を更新することを申請します。

<認定区分>

- ① 生活保護世帯等に属する世帯
- ② 市民税非課税（配偶者も非課税）の世帯
- ③ 市民税が課税されている方（配偶者のみ課税されている方を含む）で、市民税所得割が28万円未満の世帯
- ④ 市民税が課税されている方（配偶者のみ課税されている方を含む）で、市民税所得割が28万円以上の世帯

住民票上の世帯員又は扶養親族について（太枠内のみ記入してください。）

	氏名	生年月日	年齢	本人との関係	税法上の扶養親族 ※ 市民税課税世帯の場合のみ 記入して下さい。		市民税額 (年度)
					<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	
世帯員 又は 扶養親族	世帯主	昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ
		昭和 平成 年 月 日 令和	歳		<input type="checkbox"/> 税法上の扶養者	<input type="checkbox"/> 税法上の被扶養者	<input type="checkbox"/> 所得割 ( ) <input type="checkbox"/> 均等割のみ

様

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 利用者負担額等更新決定(却下) 通知書

広島市長 松井 一實

印

(健康福祉局障害福祉部障害自立支援課)

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用者負担額等更新申請について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

決定内容	更新決定	更新却下
	(利用者負担額) ※ 適用期限は来年度の6月末までです 0円 ・ サービス費用の1割(上限4,600円/月の適用 有・無)	
	(却下の場合の理由)	

## 利用登録内容

利用登録者氏名 (18歳未満の場合, 保護者)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
登録期限	利用登録にかかる医療的ケア児が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
利用時間	一年度あたり48時間を上限とする。

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業者

事業者名	(連絡先)
備考	

(問合せ先)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課

(電話) 082-504-2148

(FAX) 082-504-2256

令和 年 月 日

御中

広島市長 松井 一實  
( 公 印 省 略 )

見積依頼書

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

下記の条件でお見積もりをお願い申し上げます。

委託業務名	広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務
契約期間	契約締結の日から令和 年3月31日まで
契約書	別紙「契約書」及び「契約約款」のとおり
仕様書	別紙「仕様書」のとおり
見積書様式	・別紙「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務 見積内訳書」を使用してください。 ・(C) 利用者負担見込み額については、(A) × (B) × 0.1 (1割) で算出してください。
見積合わせの回数	1回
見積書の提出期限	令和 年 月 日 ※郵送又は持参により提出してください。(電子メール又はFAXは不可。)
見積書の提出場所	契約担当課 (問い合わせ先) 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 (本庁舎3階) 連絡先:(082) 504-2148
見積書の作成を辞退する場合	別紙「見積書」の金額欄へ「辞退」を記載のうえ、記名・押印し、見積書の提出期限までに郵送又は持参により提出してください。
契約保証金	契約金額が100万円を超える場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付して頂くことがあります。なお、履行保証保険を締結した場合などは契約保証金の納付を免除します。

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務 見積内訳書

年 月 日

(事業者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

(A) 一年度あたりサービス提供見込時間 \_\_\_\_\_ 時間

(B) 1時間あたり見積単価 \_\_\_\_\_ 7,500円 (税込)

(C) 利用者負担見込額 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

見積金額 (A×B-C) \_\_\_\_\_ 円 (税込)

## 委託契約書（単価契約）

委託業務名	広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務
履行場所	利用者の自宅
委託期間	令和 年 月 日から令和 年3月31日まで
予定総額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円)
委託契約金額	別表のとおり (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 別表のとおり)
支払方法等	広島市委託契約約款のとおり。
契約保証金	
その他の契約事項	広島市委託契約約款のとおり。
特約条項	
適用除外事項	
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市  
 代表者 広島市長 松井 一實

受注者

## 広島市委託契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、委託契約書記載の委託業務(以下「委託業務」という。)を契約書記載の委託期間(以下「委託期間」という。)内に完了(仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。)し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
  - 3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。
  - 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

### (業務委託料の算出方法等)

- 第1条の2 業務委託料は、受注者が履行した業務の実績数量に応じて算出するものとする。
- 2 業務委託料は、別表に定める契約単価に、受注者が履行したそれぞれの業務の実績数量を乗じて得た額とする。ただし、利用者負担がある場合は、その額を除いた額とする。
  - 3 別表記載の予定数量は、発注者があらかじめ想定した予定量であって、発注者の都合により増減することがある。

### (委託業務の公共性の認識等)

- 第2条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

### (経費等の負担)

- 第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

### (権利義務の譲渡制限等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
  - 3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等(委託業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の委託業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。)の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければなら

ない。

- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
  - (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
  - (3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- 4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

（業務遂行責任者）

第6条 受注者は、業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更したときも、同様とする。

第6条の2 業務遂行責任者は、次に掲げる事項について受注者を代理する。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の



選任した現場責任者に対して行うものとする。

(従業員)

第7条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させなければならない。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを請求することができる。

(報告義務)

第10条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第11条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、

発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第12条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、別紙支払内訳書記載の区分に応じ、委託契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払わなければならない。

(談合行為等の措置)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約単価に予定数量を乗じた額から利用者負担額を除いた額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第12条第3項の履行がなされないとき。

(4) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
  - (2) 第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
  - (3) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が委託業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
  - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
    - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
    - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項若しくは第2項第2号から第9号までの規定によりこの契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、契約単価に予定数量を乗じた額から利用者負担額を除いた額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除後の処理)

第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相應する委託契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

(契約保証金)

第16条 契約保証金は、受注者がこの契約に定める義務を履行したときは、これを還付する。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第13条の2第1項、第14条第1項若しくは同条第2項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合又は第14条第4項各号に掲げる者が契約を解除した場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第16条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

(発注者による業務の執行)

第16条の4 受注者が、委託業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、受注者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(一般的損害)

第17条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第18条 受注者が、その責めに帰すべき事由により委託契約書に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第12条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(相殺)

第18条の2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(守秘義務)

第19条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

(別 表)

(1) 契約単価

1時間あたり単価 7,500円 (うち消費税及び地方消費税の額681円)

(2) 予定数量

(A) 本年度のサービス提供予定時間	時間
(B) 1時間あたり単価	7,500円
(C) 利用者負担額	円
(D) 予定総額 (=A×B-C)	円

# 仕 様 書

## 1 業務名

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務

## 2 委託業務の目的

医療保険の適用を超える在宅での訪問看護を提供することにより、医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和 年 3 月 31 日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 利用者への事業周知

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児の家族がいる場合は、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の周知を行う。

### 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

#### (定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態があること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- (4) 在宅で家族による介護を受けて生活している児童。
- (5) 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている広島市長が認めた者をいう。

#### (利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

### (2) 利用者の利用登録申請・決定補助

- ① 利用者から、本事業の登録希望があった場合は、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請」（以下「利用申請書」という。）を配布する。
- ② 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第9条に基づき、①の書類に加え、下記の書類を広島市へ提出する。
  - ア 医師の訪問看護指示書の写し
  - イ 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

- ③ 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第 10 条に基づき、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書」（以下「決定通知書」という。）を、利用者へ通知する。

(3) 利用者との契約

利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結する。

(4) 利用申込の受付

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしている場合は、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- ① 本事業の利用登録がされていること。
- ② 一年度あたりの利用時間が 48 時間を超えていないこと。
- ③ 訪問看護によるサービスが必要であること。

(5) サービス提供

- ① 本事業に基づく訪問看護は、健康保険法に規定する訪問看護の規定を準拠するものとする。
- ② サービス提供時間の算定は、1 時間単位とする。（30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ）
- ③ サービスの利用開始時間は、原則、看護を伴う支援を開始した時間からとする。

(6) 提供実績の管理

- ① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。
- ② 決定通知書に記載している訪問看護事業者が、利用者の年間の利用時間を管理する。
- ③ 決定通知書に記載していない訪問看護事業者は、本事業のサービスを提供した場合は、利用時間を決定通知書に記載している訪問看護事業者に報告すること。

(7) 実施報告

登録事業者は、各月のサービス提供終了後、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書（様式第 7 号）により、翌月 15 日までに市長に報告し、その検査を受けなければならない。



(8) 委託料の請求事務

前項の検査を完了した後、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第7条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

(9) 利用者等からの問い合わせ対応

本事業の利用において、利用者等からの問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

5 費用

本事業に係る経費は、下記のとおり算定した金額とする。

対象経費	金額
指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算定により算定した額とする。  金額＝A×7,500円（1時間当たり単価）  備考 この算定に掲げる記号の意義は、次の定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間（30分未満切り捨て、30分以上切り上げ）ただし、対象者1人につき、一年度あたり48時間を上限とする。

6 利用者負担

利用者の負担する額は、次の利用者負担額表により規定する額とする。

利用者負担額表

区分	利用者負担 (1時間当たり)	利用者負担上限月額
生活保護受給世帯、市民税非課税世帯	0円	
市民税課税世帯（市民税所得割額28万円未満）	750円	4,600円
市民税課税世帯（市民税所得割額28万円以上）		設定なし

7 個人情報の保護

個人情報の保護及び情報資産は、別紙「個人情報取扱特記事項」のとおり、適正に取り扱わなければならない。

8 その他

本事業の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

## 口座振替（債権者登録）依頼書

（あて先）  
広島市長

今後、広島市からの支払金は次の金融機関の預貯金口座に振替えてください。なお、2年間支払がない場合、登録が抹消されることを了承します。

提出日	令和5年5月15日
依頼の種類	リストから選択
変更の日付	令和

振替依頼人	所在地 住所	〒		
	法人名 商号 屋号 個人氏名	フリガナ		
		漢字名称		
	代表者の 職名・氏名	フリガナ		
漢字名称				
連絡先	電話番号		担当者名	
	メールアドレス			
振替先	金融機関コード	店舗コード	金融機関名	店舗名
			リストから選択	リストから選択
	預貯金口座の種類		口座番号	※広島市使用欄(口座用途等)
	リストから選択			
	口座名義 (カナ)			
前払専用 (工事請負のみ)	金融機関コード	店舗コード	金融機関名	店舗名
	預貯金口座の種類		口座番号	※広島市使用欄(口座用途等)
	口座名義 (カナ)			
変更項目 (変更の場合)				

◎ ご記入の際の注意事項

- 1 太線で囲まれた項目を記入してください。登録項目の変更や口座追加の場合であっても、すべての項目を記入してください。
- 2 法人の場合、口座名義に法人種類名（株式会社＝カ）、医療法人＝イ）、社会福祉法人＝フ）などが含まれる口座を登録してください。
- 3 個人経営の商店や医院等の経営者の交代は「変更」登録ではなく「新規」登録になります。

※広島市使用欄

<生年月日など>

## 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業契約書

利用者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と事業者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業 (以下「本事業」という。)の利用に関して次のとおり契約を結びます。

### (目的)

第1条 乙は、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱 (以下「要綱」という。)及びこの契約に従い、医療的ケア児の医療的ケアを伴う見守りサービスを提供します。

### (契約期間)

第2条 この契約における契約期間は令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用登録期間の満了日までとします。

2 上記の契約期間の満了日前に、甲が本事業の新たな利用登録決定または利用登録変更の決定を受けた場合は、新たな利用登録期間または変更後の利用登録期間の満了日までとします。

### (主治医との関係)

第3条 乙は、本事業のサービスを提供する場合、あらかじめ医療的ケア児の見守り時の医療行為に関する主治医の指示を文書で受けます。

### (心身の状況等の把握)

第4条 乙は、本事業の提供にあたっては、医療的ケア児の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### (サービスの提供内容)

第5条 甲は本事業の利用にあたり、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定通知書 (以下「決定通知書」という。)を乙に提示する必要があります。

2 乙は、担当の訪問看護員を派遣し、主治医の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを提供します。

3 乙は、原則、指定訪問看護の提供に引き続き、サービスを提供します。

### (サービス提供の記録等)

第6条 乙は、サービスを提供した場合には、広島市が定める「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書」(以下「実績報告書」という。)に必要事項を記入し、甲又は家族等の確認を受けます。また、サービスの提供内容について記録を作成します。

2 乙は、前項の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、甲又は家族等の求めにより閲覧に応じ、甲又は家族等の実費負担によりその写しを交付します。

3 乙は、サービス提供後、甲から利用者負担金を受領した場合、領収書を発行します。

### (サービスの実施)

第7条 甲及び家族等は、乙が甲のため本事業を提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

### (苦情対応)

第8条 甲又は家族等は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 乙は、苦情対応窓口を設置し、責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、速やかにかつ誠実に対応します。

- 3 乙は、甲又はその家族等が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、本事業の提供を行っているときに甲に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行い指示を求めるとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

(守秘義務等)

第10条 乙は正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及び家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に関わらず、甲に係る関係機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、乙は、あらかじめ文書により同意を得た上で甲又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(甲の解約権)

第11条 甲は、乙に対して、いつでも1週間以上の予告期間をもって、通知することにより、この契約を解約することができます。

なお、この場合、乙は甲に対し、文書による確認を求めることができます。

2 甲は、次のいずれかの事由が発生した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 乙が、定められたサービスを提供しないとき

(2) 乙が、この契約に違反したとき

(3) 乙が、甲やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(乙の解約権)

第12条 乙は、甲又は家族等が故意に法律違反その他著しい不信行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第13条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

(1) この契約期間の満了日の7日前までに、甲から契約終了の意思表示があり、契約期間が満了したとき

(2) 乙が、第12条に定める契約の解約を通知したとき

(3) 甲から第11条第1項に定める通知がなされ、予告期間が満了したとき

(4) 第11条第2項各号に定める事由により、甲から文書による解約通知がなされたとき

(5) 乙から、第14条に定める文書による解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

(6) 次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき

(ア) 甲が施設等に入所したこと

(イ) 甲が本事業の利用登録決定の取り消しを受けたこと

(ウ) 甲が死亡したこと

(エ) 甲の所在が連続して1か月以上不明であること

(損害賠償)

第14条 乙は、サービスの提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、乙に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(裁判管轄)

第 15 条 この契約に関する訴訟については、甲の住所地（居住地）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(契約外条項等)

第 16 条 この契約に定めのない事項については、要綱その他関係法令の趣旨を尊重し、甲と乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証 2 通を作成し、甲乙記名押印して各 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲 住所

氏名

印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名

印

事業者乙 住所

事業者（法人）名

代表者名

印

担 当 課		
係 員	課 長 補 佐	課 長

# 着 手 届

年 月 日

(あて先)広島市長

所在地

名 称

代表者

年 月 日に契約しました下記業務に、  
 年 月 日着手しましたのでお届けいたします。

1 契 約 件 名 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務

2 履 行 場 所 利用者の自宅

3 履 行 期 間 年 月 日から  
 年 月 日まで



担 当 課		
係 員	課 長 補 佐	課 長

## 業務遂行責任者について（通知）

年 月 日

（あて先）広島市長

所在地

名 称

代表者

年 月 日に着手しました下記委託業務について、委託契約書広島市委託契約約款第6条に基づき、下記のとおり業務遂行責任者を通知します。

- 1 契 約 件 名 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務
  
- 2 業務遂行責任者

(委託用)

担 当 課		
検 査 員	課 長 補 佐	課 長

## 部分完了届

年 月 日

(あて先)広島市長

所在地

名 称

代表者

年 月 日に締結しました下記契約のうち下記報告対象期間の業務の履行を完了しましたので検査願います。

- 1 契 約 件 名 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務
- 2 履 行 場 所 利用者の自宅
- 3 履 行 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 今回報告対象期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(委託用)

担 当 課		
検 査 員	課 長 補 佐	課 長

## 完 了 届

年 月 日

(あて先)広島市長

所在地

名 称

代表者

年 月 日に締結しました下記契約は 年 月 日に履行を完了しましたので検査願います。

- 1 契 約 件 名 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業委託業務
- 2 履 行 場 所 利用者の自宅
- 3 履 行 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで



# 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、  
保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する(医療保険の適用を超える自宅利用に限る)、  
「**広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業**」を実施します。

## 利用対象者

医療的ケア児及びその家族 詳細な要件は裏面をご確認ください。

## サービス内容

市が委託した訪問看護事業者の看護師が、医療的ケア児の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。

- ◆ 利用目的は問いません。
- ◆ 原則、訪問看護の利用に引き続きサービスを提供します。
- ◆ 医療保険の適用を超える利用に限ります。

## 利用可能時間

医療的ケア児一人につき一年度あたり48時間まで

## 利用者負担

サービス費用の1割(1時間あたり750円)

- ◆ 障害福祉サービスにおける障害児の利用者負担と同じ設定としています。
  - ◆ 生活保護・市民税非課税世帯については、利用者負担が免除されます。
- ※ サービス費用は、1時間あたり7,500円のため、残りの9割(1時間あたり6,750円)は、広島市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。

## 利用までの流れ

利用登録の手続きは、登録事業者(訪問看護事業者)を通して行います。

- ① 利用している訪問看護事業者が、本事業の登録事業所になっているか確認してください。
- ② 訪問看護事業者から、申請に必要な書類を受け取ってください。
- ③ 申請書類を記載し、訪問看護事業者へご提出ください。  
(訪問看護事業者から広島市へ提出されます。)
- ④ 広島市から訪問看護事業者を経由して利用者へ登録決定通知書を送付します。
- ⑤ 登録決定通知書を受け取ったら、訪問看護事業者と利用契約を締結してください。
- ⑥ ⑤の利用契約締結後、本事業の利用が可能となります。

詳細は裏面をご覧ください

## 制度に関する問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課  
TEL:082-504-2148 FAX:082-504-2256  
メールアドレス:jiritsu@city.hiroshima.lg.jp  
ホームページ: [広島市 医療的ケア児在宅レスパイト事業](https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/346375.html) で検索してください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/346375.html>



広島市

# 1. 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業内容について

## (1)利用対象者

利用対象者は、医療的ケア児の家族です。

- ◆ 「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。
  - ① 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態がある児童。
  - ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
  - ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
  - ④ 在宅で家族等による介護を受けて生活していること。
  - ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

## (2)サービスの内容

- ◆ 市が委託した訪問看護事業者の看護師が、医療的ケア児の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。
- ◆ 利用時間は、一年度あたり48時間を上限とします。
- ※ 原則、健康保険法の適用となる訪問看護の時間に引き続いてのサービス利用を想定しています。

## (3)費用

- ◆ 利用者は、1時間あたり7,500円の1割(750円)をサービスの利用後、訪問看護事業者へ直接支払ってください。
- ◆ 1時間あたり7,500円の9割(6,750円)を利用者の代わりに、市から訪問看護事業者に支払います。
- ※ 生活保護・市民税非課税世帯の方は、利用者負担が免除されます。
- ※ 利用者負担上限月額、障害児が障害福祉サービスを利用する場合の基準を準用します。

# 2. 利用の手続き

## (1)申請前の確認

- ◆ 本事業の利用対象者(1. (1))に該当するか確認してください。
- ◆ 現在利用している訪問看護事業者が、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の利用ができるか、訪問看護事業者に確認してください。

## (2)申請に必要な書類

- ① 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書
- ② 訪問看護指示書の写し
- ③ 訪問看護事業者との現在の契約書の写し又は利用していることが分かる書類
- ※ ①の「利用登録申請書」は、現在利用している訪問看護事業者(広島市と委託契約を結んでいるもの)から入手してください。(広島市のホームページからも入手できます。)

## (3)申請書類の提出先

- ◆ 現在利用している訪問看護事業者に(2)申請に必要な書類を提出してください。
- ◆ 申請書類は、訪問看護事業者を經由して、広島市に提出されます。

## (4)利用登録の決定

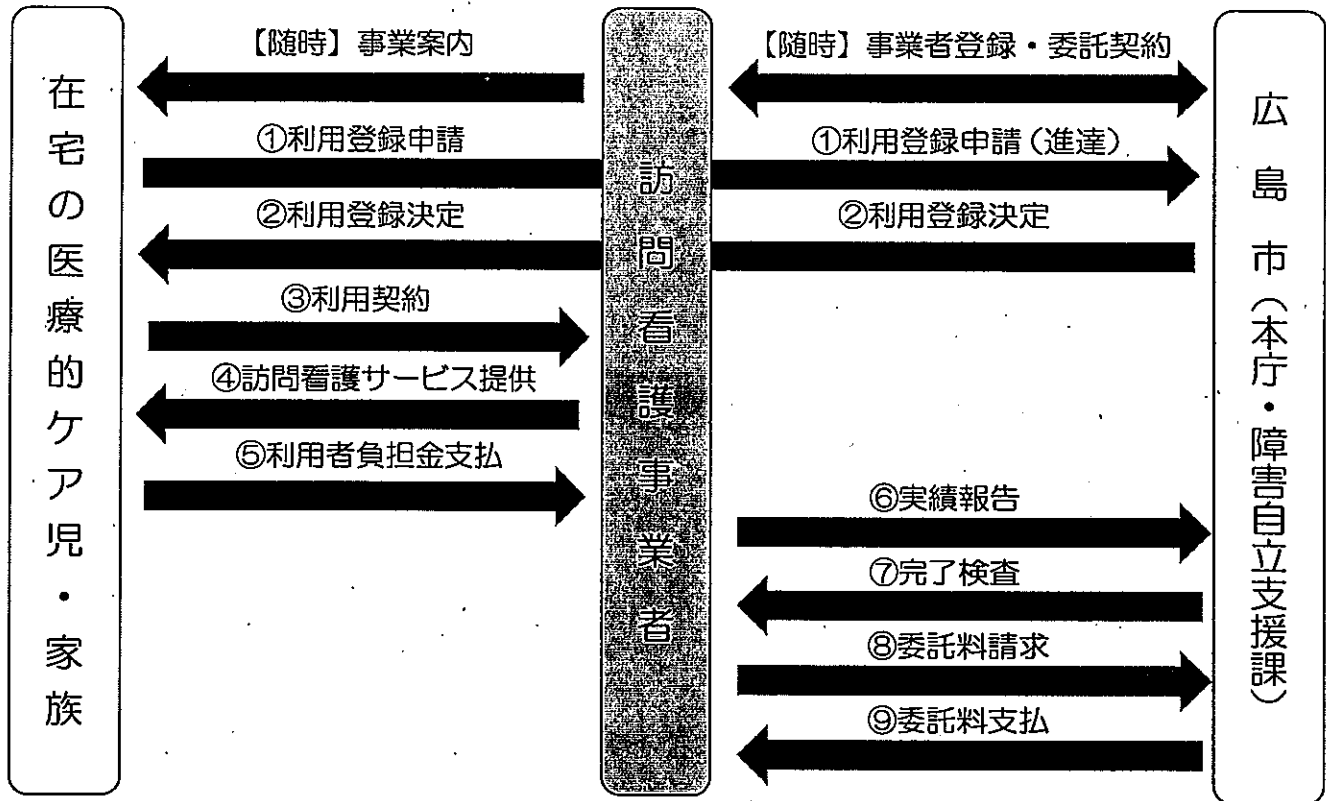
- ◆ 申請後、広島市から「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」を、現在利用している訪問看護事業者を經由して利用者へ送付します。
- ◆ 決定通知の後、事業者と本事業の利用契約をしてください。

## (5)サービスの利用

- ◆ (4)で送付した利用登録決定通知書に記載されている訪問看護事業者でなくても、本事業の登録事業者であれば、本事業のサービスを利用できます。
- ◆ 複数の事業者で本事業を利用される場合は、利用される複数の事業者を、利用登録決定通知書に記載されている事業者にお伝えください。

# 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の事業者登録について

「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」による訪問看護サービスを提供する場合は、広島市に事業者登録を行い、同事業の業務委託契約を締結する必要があります。  
 随時、事業者登録を受け付けておりますので、障害自立支援課までお問い合わせください。



## (1) 事業者登録の要件

- ◆ 健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
  - ※事業者登録は、同法により指定された訪問看護事業所ごとに登録します
  - ※委託契約は、登録された指定訪問看護事業者(以下「登録事業者」という。)と締結します。

## (2) 事業者登録から事業実施までの流れ

- 登録事業者は、広島市へ事業者登録の申請手続きを行います。  
(必要書類は、(3)事業者登録の提出書類をご確認ください。)
- 登録事業者に対し、広島市から委託契約関係書類を送付し、契約締結を行います。
- 登録事業者は、本事業の対象となる方や利用を希望される方に、本事業の利用登録の案内を行います。
- 登録事業者は、利用希望者から、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書を受け取り、その他必要な書類を添えて、広島市へ提出します。
- 登録事業者に対し、広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書を送付しますので、利用希望者へ渡してください。
- 利用登録を決定した利用希望者と登録事業者で、本事業の利用契約を締結します。
- 登録事業者が、本事業に基づくサービス提供後、広島市へ報告及び委託料の請求を行います。
- 広島市から登録事業者へ、委託料の支払を行います。

詳細は裏面に続きます

### (3)事業者登録の提出書類

- ① 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業者登録申請書
- ② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
- ③ 職員配置一覧
- ④ 資格証の写し
- ⑤ 訪問看護事業所の運営規程

### (4)利用者へのサービス提供について

#### 【全体】

- ◆ 健康保険法の適用時間を超える在宅での訪問看護を実施します。

#### 【提供時間】

- ◆ サービスの提供時間の算定は、1時間単位とします。(30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)
- ◆ 本事業のサービス提供時間は、看護を伴う支援を開始した時間から起算します。

#### 【上限時間】

- ◆ 医療的ケア児1人につき、一年度あたり48時間を上限に本事業に基づく訪問看護を実施します。
- ◆ 複数の登録事業者を利用する場合は、複数の登録事業者の提供時間を合算して、医療的ケア児1人につき、一年度あたり48時間を超えないように時間数の管理が必要です。
- ◆ 時間数の管理は、利用登録決定通知書に記載のある登録事業者が、管理を行ってください。

### (5)実績報告の提出及び費用の請求方法

- ◆ 広島市へ、本事業のサービスを提供した月の実績報告書及び部分完了届を提出します。  
※契約期間の最終月は、実績報告書及び部分完了届に加え完了届の提出が必要です。
- ◆ 広島市の実績報告の検査確認後、請求書により委託料を請求します。
- ◆ 広島市から登録事業者に、委託料の支払を行います。

### (6)提出書類の入手先

事業者登録及び実績報告等の書類は、広島市ホームページから入手又は「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の手引き」の様式から使用してください。

ホームページ：で検索してください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/346378.html>

### 問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課  
TEL:082-504-2148 FAX:082-504-2256  
メールアドレス:jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

